

南中山地区自治振興会会則

(目的)

第1条 本会は、南中山地区（以下「地区」という。）住民が自ら地区の将来像を考え
その実現に向けて行動することによって、住みよいまちづくりと住民自治の振興
に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、南中山地区自治振興会（以下「自治振興会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所を南中山公民館内におく。

(区域)

第4条 自治振興会の区域は、越前市立南中山小学校区内とする。

(会員)

第5条 自治振興会の会員は、第4条に規定する区域に住所を有する住民及び本会の
目的に賛同する地区内の事業所とする。

(会費)

第6条 自治振興会の会費は、総会において別に定める。

2 町内会費は町内ごとに、毎年度7月31日までに納入するものとする。

3 事業所会費は、事業所ごとに、随時納入するものとする。

(事業)

第7条 本会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 地区の未来づくりの地域自治振興計画の策定及び見直し事業

(2) スポーツ振興や健康増進事業

(3) 地区福祉の推進事業

(4) 青少年育成や子育て支援事業

(5) 生活環境改善や美化活動事業

(6) 安全防災と防火事業

(7) 伝統文化や特産品開発事業

(8) 地域自治振興活動を広く知らせるための広報事業

(9) 社会教育講座事業

(10) その他地域の課題解決のための事業

(組織)

第8条 組織は、南中山地区自治振興会組織表（別表1）のとおりとする。

2 本会は、年齢、男女や社会的地位等の差別を排除し、会員誰もが自由に参加できるものとする。

3 本会は、合議制による民主的な組織運営を行うものとする。

(役員)

第9条 本会に次の役員をおく。

会長	1名
副会長	2名
理事	25名以内
顧問	若干名
参与	若干名
監事	2名
事務局長	1名
事務局次長	1名
会計	1名
事務局員	若干名

(役員を選出)

第10条 役員を選出は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長及び監事は、地区住民の中から理事会において選出し、総会で承認を受ける。
- (2) 会長は、副会長の会長代理順位を定め、理事会の承認を得る。
- (3) 理事は、次のとおりとする。

区長会理事	各町の区長をあてる
専務理事	事務局長、事務局次長をあてる
会計理事	会計をあてる
専門部会理事	各専門部会の部会長をあてる
- (4) 顧問は、役員経験者の中から会長が指名する。
- (5) 参与は、地区公民館長を含め、地区住民の中から会長が指名する。
- (6) 事務局長、事務局次長、会計及び事務局員は、地区住民の中から会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、会務を掌理する。
- (4) 顧問は必要に応じ意見を述べるができる。
- (5) 参与は、会務に参与するとともに理事会にて意見を述べる。
また、参与(地区公民館長)は社会教育講座事業の指導監督をする。
- (6) 監事は、自治振興会の会計、資産の状況を監査し、総会に報告する。また随時事業評価を行い、理事会にて意見を述べる。
- (7) 事務局長は、会の事務を掌理する。
- (8) 事務局次長は、事務局長を補佐する。

- (9) 会計は、会の会計業務に従事する。
- (10) 専門部会長は、部会の業務に従事する。
- (11) 専門部会事務担当は、部会の事務、会計業務に従事する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、1年とし、再任は、妨げない。

- 2 役員の中で欠員が生じたときには、補欠役員の補充を行うことができる。ただし、任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員)

第13条 地区内の各町及び事業所に代議員をおく。

- 2 各町の代議員の数は、町内代議員選出基準(別表2)の数とし、事業所を代表する代議員数は、5名以内とする。
- 3 代議員は、各町内において選出する。なお、事業所代議員は、事業所会員から選出する。
- 4 代議員は、届出制とし、その任期は1年とする。ただし、再任は、妨げない。

(会議)

第14条 本会の会議は、総会、理事会及び専門部会とする。

(総会)

第15条 総会は、代議員をもって構成する最高の議決機関であって、この会則に定める事項のほか、この会の目的を達成するために必要な重要事項を決議する。

- 2 定期総会は、会長の招集により毎年1回以上開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとときのほか、代議員又は理事の3分の1以上の要求があったとき会長の招集により開催する。
- 4 総会は、代議員の3分の2以上の出席により成立する。ただし、委任状による代理出席を認める。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数で議決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 6 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 振興計画の策定及び見直し
 - (2) 会則の改正
 - (3) 事業計画及び予算
 - (4) 事業報告及び決算
 - (5) 総会で提案された事項
- 7 総会には、次の役職をおく。
 - 議長 1名 書記 2名 議事録署名人 2名
- 8 議長は、出席代議員の中から会長が指名し、出席代議員の承認により選出する。
- 9 書記及び議事録署名人は、議長が指名する。ただし、議事録署名人は、出席代議員の中から選出する。

10 議長は、総会の議事進行を行う。

11 書記は、総会の議事について、会議の運営状況、発言内容、議事の進行等を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人2名の署名押印を得なければならない。なお、議事録は、事務局長が保管する。

(理事会)

第16条 理事会は、会長、副会長、理事及び参与をもって構成する。

2 理事会は会長が招集し、次の事項を審議し、各専門部とともに事業を実行する。

- (1) 本会運営の基本事項
- (2) 振興計画の策定及び見直し
- (3) 総会に付議する事項
- (4) 緊急を要する重要事項
- (5) その他必要な事項

3 理事会は、理事の3分の2以上の出席により成立する。議事は、出席者の過半数で議決する。可否同数の場合は、会長の決するところによる。

4 理事会の議長は、会長が行い、その議事録の作成は、事務局が行い、議長及び作成者が署名押印し、事務局が保管する。

(専門部会)

第17条 専門部会は、住民及び地区内の各種団体からの委員をもって構成する。

部会長は会長が委嘱し、副部会長は部会長が指名又は部会員の互選により選出する。ただし、4項8号のワクワク公民館部会は地区公民館長、地域支援主事、公民館運営協議会委員及び部会員をもって構成する。

2 部会事務担当は、事務局員をあてる。

3 専門部会は、部会長が招集し、事業の企画、調整、運営実行を行う。

4 専門部会は、次の9部会とし、その主たる事業は次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--------------------|
| (1) 健康スポーツ部会 | 健康増進及びスポーツ振興に関する事業 |
| (2) 福祉推進部会 | 社会福祉の充実と推進に関する事業 |
| (3) 青少年育成部会 | 青少年の健全育成に関する事業 |
| (4) 生活環境部会 | 生活環境の美化及び保全に関する事業 |
| (5) 安全防災部会 | 安全及び防災に関する事業 |
| (6) 伝統文化部会 | 伝統文化及び教養の推進に関する事業 |
| (7) 地域事業部会 | 各町内の課題解決の為にを行う地域事業 |
| (8) ワクワク公民館部会 | 社会教育講座に関する事業 |
| (9) 企画広報部会 | 広報事業、研修事業に関する事業 |

(会計)

第18条 本会の経費は、会費、交付金、助成金、寄付金、事業収入及びその他の収入をもってあてる。

2 本会の経費は、総会で決議された予算の範囲内において用途の変更及び流用を

することができる。ただし、この場合は、理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(情報等の公開広報)

第20条 本会の会議等は、すべて公開を原則とし、事業計画、事業報告、予算及び決算について地区住民に広く周知するものとする。

2 会員は、いつでも自治振興会の会計帳簿及び議事録又は会議記録を閲覧することができる。

(その他)

第21条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は会長が総会に諮り別に定める。

- 附 則
- 1 平成18年度の会計年度は、第19条の規定にかかわらず施行の日から平成19年3月31日までとする。
 - 2 この会則は、自治振興会設立前のときは、自治振興会準備委員会において承認を得た後、暫定的に思考し、設立総会后、平成18年5月20日より施行する。
 - 3 自治振興会設立前の役員及び理事は、自治振興会準備委員会の役員及び理事をあてる。
 - 4 平成19年4月19日、会則条文中及び別表1の下記の単語の全てを改定する。
専門部→専門部会 部→部会 部事務担当→部会事務担当
部長→部会長 副部長→副部会長 各専門部→各専門部会
専門部長→専門部会長 専門部理事→専門部会理事
 - 5 平成20年4月25日 会則(専門部会)第17条1、文中の専門部会長の選出方法を改定する。
 - 6 平成22年4月28日 会則(役員)第9条、(役員の選出)第10条、(4)顧問、(役員の任務)第11条、(4)、(専門部会)第17条、4、部会数の増設と事業内容を改定する。
 - 7 平成24年4月27日 会則(事業)第7条(9)、(役員の任務)第11条(5)地区公民館長、(専門部会)第17条1及び4(8)、ワクワク公民館部会の増設と役員の任務を改定する。
 - 8 平成25年5月8日 会則(役員)第9条、副会長の定数3名から2名に改定。同条、事務局次長の追記し、それに伴う、(役員の選出)第10条(6)、(役員の任務)第11条(8)を追記する。(役員の任期)第12条 2年から1年に変更する。(専門部会)第17条4(9)総務部会→企画広報部会に変更し、事業内容も一部改定する。

別表 2

町内代議員選出基準表

各集落の構成人口数	選出代議員数	備 考
100人以下	1名	下戸板、富士見台
101人～200人	2名	仲山、マインドタウン
201人～300人	3名	国中町、新堂町
301人～400人	4名	山室町、西庄境町、赤坂町
401人～500人	5名	東庄境町
501人以上	6名	野岡町、中津山町

合計 41名